

# 高知くらしの護身術

240

## 保証人

### 責任負えるか検討を

(2012年3月20日掲載原稿)

保証人とは、債務者が債権者との約束を守らない場合に、債務者に代わって約束の責任を負うことを、債権者と約束した人のことです。

お金を借りる人の保証人になったら、借りた人がお金を返せない場合には、借りた人に代わってお金を支払わなければなりませんし、アパートを借りる人の保証人になったら、賃借人が賃料を支払わなかったり、負担すべき原状回復義務（賃貸住宅退去時に元の状態に戻して明け渡す義務）を履行しなかったりした場合には、賃借人に代わって支払いをしなければなりません。

保証人を頼まれたら、どのような契約について、どのような保証をするのか、自分が実際に責任を負う可能性がどれくらいあるのか、責任を負うことができるのかなどを冷静に検討することが大切です。

保証人が債務者に代わって債務を履行したときは、保証人は自分が負担した分を債務者に請求することができます。債務者の立場からみると、保証人が新たな債権者になるだけで、債務を免れるわけではありません。ただし、債務者が破産した場合には、保証人が債務を履行しても、その分を債務者に請求することはできません。

保証人には、保証人と連帯保証人の区別があります。債権者から請求されたとき、保証人は「先に債務者に請求するように」「債務者に強制執行するように」と主張できますが、連帯保証人はそのような主張ができません。

保証人を頼まれるときには「絶対に迷惑をかけない」と言われますが、そういわれたからという理由では責任を免れることはできません。保証人になることは、責任を負うことであり、迷惑を受ける可能性もあると認識したうえで、引き受けるかどうかを判断しましょう。